

## インボイス制度への対応について②

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されることから、企業団の取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

### ●水道料金等のインボイスについて

企業団では水道料金等の請求について、「水道料金・下水道使用料のお知らせ（検針票）」と「納入通知書（納付書）」を適格請求書とします。

企業団では水道料金と一緒に長沼町及び南幌町の下水道使用料を徴収しているため、インボイスは水道事業者及び下水道事業者の登録番号を記載しています。

### ●当企業団に対して請求書を提出する事業者様へ

適格請求書発行事業者の適用を受ける事業者様は、令和5年10月1日以降の請求書には登録番号等をご記載ください。